

渋谷区高齢者寝具乾燥

身体機能の低下または住宅環境などにより寝具を干すことが
困難な場合に、寝具の乾燥を行います。

◎対象者

以下のすべてを満たす方です。

- 65歳以上である
- 渋谷区内に住所があり、在宅で生活している
- ひとり暮らし、または65歳以上のみの世帯に属している
- 要支援または要介護と認定されており、虚弱等で寝具を干すことが困難である
〔例〕足腰が悪く、物干し竿に寝具を持ち上げることが困難である
- 総合事業の訪問型サービスまたは介護保険の「訪問介護」の利用による寝具乾燥が困難である
〔例〕ベランダが無い、日照が著しく悪い など
- 障がい者福祉課の寝具乾燥事業の申請をしていないかつ利用をしていない

◎申請から利用まで

①以下のいずれかの方法で申請してください。

- ・スマート申請(オンライン申請)：区ホームページ「寝具乾燥」から申請
- ・窓口：地域包括支援センター または 渋谷区役所5階高齢者福祉課で申請書を記入・提出
- ・郵送：区ホームページで掲載の様式を印刷・記入して本案内下部の宛先へ提出

②申請後、10日程度で区から郵便で決定通知書が届きます。

③毎月、業者から本人宛に実施日をはがきで連絡します。

(業務上、日時の変更はできません。不在の場合は、その回は中止となります。)

◎サービス内容及び費用(令和8年度)

月1回(10月を除く年間11回)…「乾燥」(高温での乾燥処理) 570円/回

年1回(10月)…「丸洗い」(消毒液をスプレーし、高温で乾燥処理) 670円/回

対象は敷布団2枚(うち1枚はマットレスでもよい)、掛布団1枚、毛布1枚までです。

◎その他

- ・預けた寝具は当日中に返却されます。
- ・寝具を乾燥している間、代替りの寝具が必要な方は、業者から貸与が受けられます。
ご希望の方は直接業者へご連絡ください。
- ・実施日に不在となる場合は必ず事業者へ連絡してください。

問合せ先

〒150-8010

渋谷区高齢者福祉課サービス事業係

☎03-3463-1873

渋谷区 高齢者 寝具乾燥

検索

